

改正

昭和63年3月12日条例第2号

忠岡町働く婦人の家条例

(設置)

第1条 本町は勤労婦人、勤労者家庭の主婦等の福祉の増進、及び日常生活の向上を図るため、働く婦人の家を設置する。

(名称及び位置)

第2条 働く婦人の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 忠岡町働く婦人の家
- (2) 位置 忠岡町忠岡南1丁目18番17号

(業務)

第3条 働く婦人の家は、次の業務を行う。

- (1) 職業生活、家庭生活及び一般教養に関する相談、指導、講習等を行うこと。
- (2) 休養、レクリエーション等のために場所を提供し、指導及び助言を与えること。
- (3) その他、目的を達成するため、町長が必要と認める事業
- (4) 前各号の他、事業の実施に支障のない限りにおいて、働く婦人の家を一般の使用に供すること。

(職員)

第4条 働く婦人の家に館長、指導員、その他必要な職員を置く。

(使用料)

第5条 使用者は、別表の定めるところにより、使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 町長は、必要と認めたとき、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 使用者の責に帰することができない事由により、使用しなかったとき。
- (2) やむを得ない理由により、町長が承認したとき。

(附属設備の使用)

第8条 使用者から特に申し出があったときは、附属設備の使用を許可することができる。

2 前項の使用料は、町長が定める。

(損害賠償)

第9条 使用中に建物又は附属物を損傷し、若しくは滅失したときは、何人の所為であるかを問わず、使用者は、町長が決定した額を弁償しなければならない。

(事務の委任)

第10条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、忠岡町働く婦人の家の管理及び運営事務を忠岡町教育委員会に委任するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月12日条例第2号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。